

手順書:創傷管理関連

19. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(血流のない壊死組織の範囲、肉芽の形成状態、膿や滲出液の有無、褥瘡部周囲の皮膚の発赤の程度、感染徵候の有無等)、検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮痛が担保された状況において、血流のない遊離した壊死組織を滅菌ハサミ(剪刀)、滅菌鑷子等で取り除き、創洗浄、注射針を用いた穿刺による排膿等を行う。出血があった場合は圧迫止血や双極性凝固器による止血処置を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 褥瘡が発症後30日以上が経過している
2. 黒色壊死組織を認めてから14日以上経過している
3. 全身状態が安定している



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 収縮期血圧 100 - 140 mmHg 程度
- 発熱なし 37.5°C未満
- 低酸素血症なし SpO₂ ≥ 90%
- 収縮期傾向がない、抗凝固療法を行っていない
- 抗凝固療法中の場合 PT 80 - 120% PT-INR ≤ 2 - 3



病状の範囲外
不安定/緊急性あり

病状の範囲内
安定/緊急性なし



【診療の補助内容】

褥瘡または慢性創傷の治療における血流の無い壊死組織の除去
創部洗浄

担当医師へ直接連絡
し、指示を受ける



1項目でも□あり

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 施行中の出血や疼痛
- 全身状態の悪化



【医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師に直接連絡



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師へ直接連絡
2. 診療記録への記載